

○藤枝市外部の労働者等からの通報等への対応手続に関する要綱

令和4年12月9日

告示第259号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、外部の労働者等からの公益通報（法第2条第1項に規定する公益通報をいう。以下同じ。）に係る対応の手続に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「外部の労働者等」とは、法第2条第1項各号に掲げる者をいう。

(公益通報先の設置)

第3条 外部の労働者等からの公益通報先として、総務部総務課に公益通報相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を置く。

2 通報・相談窓口は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公益通報の受付に関すること。
- (2) 公益通報への対応に関する意見又は苦情の受付に関すること。
- (3) 公益通報をした外部の労働者等及び所管課との連絡調整に関すること。

(統括通報等責任者)

第4条 外部の労働者からの公益通報への対応に関する事務を統括するため、統括通報等責任者を置く。

2 統括通報等責任者は、総務部長をもって充てる。

(利益相反関係の排除)

第5条 通報・相談窓口の職員は、自らが当事者となっている案件に関する通報等に対しては、関与してはならない。

(受付及び受理手続)

第6条 通報・相談窓口は、公益通報及び公益通報に準じる通報（以下この条において単に「通報等」という。）を受付けた場合は、必要に応じて通報者に事情を確認し、受理の決定をしたときは、その旨を通報者に通知するものとする。

2 通報・相談窓口は、当該外部通報の不受理を決定したときは、その旨を理由とともに通報等をした者に通知するものとする。

(調査)

第7条 統括通報等責任者は、前条第1項の規定により通報等を受理したときは、速やかに調査を行わせるものとする。

（調査結果に基づく対応）

第8条 統括通報等責任者は、前条の調査により法令違反行為等があったことを認めたときは、速やかに市長にその調査の結果を報告し、並びに是正権限を有する部署に対して是正の措置及び再発防止策の措置を求めるものとする。

（対応状況の公表）

第9条 総括通報等責任者は、毎年1回、通報等への対応等の運用状況を公表するものとする。

（制度の周知）

第10条 総括通報等責任者は、公益通報者保護制度に関し、職員に十分に周知するよう努めるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項は、公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の職員等からの通報）及び市長が別に定めるところによる。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。